平成 28 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国情報収集事業

報告書

平成 30 年 3 月

林野庁

目 次

1	報告	·書の概要	1
2	事業	での概要	2
	2.1	事業の目的	2
	2.2	事業の実施内容等	2
	2.3	事業の実施体制	10
	2.4	事業の実施スケジュール	12
	2.5	報告会の開催	12
3	クリ	ーンウッド法の概要	13
	3.1	基本方針	13
	3.2	合法性の確認方法	13
4	生産	国における情報の収集	16
	4.1	マレーシア	16
	4.1.a	ı マレーシア(サバ州)	51
	4.1.b	, マレーシア(サラワク州)	144
	4.1.c	: マレーシア(半島部)	219
	4.2	インドネシア	320
	4.3	ベトナム	356
	4.4	中国	399
	4.5	ペルー	433
	4.6	メキシコ	462
5	Web	上への既往情報の整理	484
	5.1	概要	484
	5.2	実施スケジュール	485

1 報告書の概要

本事業は、環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership)(以下、「TPP協定」とする)の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」とする)が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

本事業の内容は、①生産国における現地情報の収集、及び②既往情報の整理であり、前者は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6カ国を調査対象国として、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集した。後者は、既往情報及び生産国において収集した情報を、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定して整理した。

本事業を実施するに当たっては、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木 材検査・研究協会で共同事業体を形成し、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報 収集を行う体制を整えた。

各調査対象国の現地調査は、平成29年5月から10月に実施した。現地調査において収集した情報は、本報告書の第4章に整理した。既に、木材合法性保証システム(TLAS: Timber Legality Assurance System)等が構築されているマレーシア及びインドネシアにおいては、同システムについて整理し、それ以外の国においては、EU木材規制において合法性の範囲として定義されている、合法伐採権、税金と手数料、木材伐採、第三者の権利及び貿易と輸送の5項目に照らし合わせて、関連法令・許認可制度を整理した。また、各国で実施されている森林認証制度等についても整理した。

2 事業の概要

2.1 事業の目的

2017年11月に、日本を含む参加11か国で発効させることが大筋合意したTPP協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されている。これに対応するため「クリーンウッド法」が2016年5月に制定され、1年後の2017年5月20日に施行された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、「デュー・ディリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力)の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。また、国は合法性の判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。このサイトでは、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報が掲載されている。

本事業は、TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強 化が規定されたことを踏まえて制定されたクリーンウッド法が本格的に運用されるに当た り、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」に示された 本事業の内容は、次のとおりである。 木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 生産国における現地情報の収集 マレーシア(半島)、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を 収集する。

(2) 既往情報の整理

今後、違法伐採関連の現地情報を速やかに提示できる体制を整えていくために、これまで様々な主体により収集されてきた生産国における現地情報を整理した上で、ウェブサイトに掲載可能な状態とする。

2.2.2 事業実施の基本方針

1) 調査対象国の考え方

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」においては、「マレーシア(半島)、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。」とされている。当共同事業体は、本事業の背景及び目的を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、上記仕様書に例示された国・地域に加えて、次の考え方に基づいて調査対象国の追加を提案した。

まず、調査対象国の選定に当たっては、次の点に着目した。

No 着目点 内容・理由 我が国の木材輸入額」が多い生産国を優先するべきと考える。なお、その中 木材輸入額 から腐敗認識指数が高く、合法性証明の管理体制が比較的整備されている 1 所謂先進国に該当する国は対象から除外する。 TPP加盟国・交渉参加国、若しくは参加を積極的に検討している開発途上国 に着目する。TPP協定が開始されると木材製品の関税が撤廃されることか TPP加盟·交渉参加状況 ら、対日輸出において非加盟国と比較して相対的に優位となり、加盟国の 対日輸出増の可能性がある。 欧州連合の森林法の施行・ガバナンス・貿易プログラム(EU·FLEGT)におけ る、法的拘束力のある自主的二国間協定(以下「FLEGT-VPA」とする)を検 討中の開発途上国に着目する。FLEGT-VPAは、汚職等により偽造可能な「合 欧米の違法伐採材禁輸対策 3 法性」を超えた、真の合法性を担保するための、具体性と信頼性の最も高い との関連性 現行制度の一つとされている。したがって、そのデュー・ディリジェンスの 手法を参照することにより、各国の実情に即した合法性証明のために必要な プロセスや注意点をより厳密に把握することができる。

表 2.2.1 調査対象国選定の着目点

_

^{1 2015} 年木材輸入実績(林野庁)

No.	着目点	内容・理由
		また、FLEGT-VPAを検討中ではない開発途上国についても、対米輸出が盛んで改正レイシー法への対応を進めている場合は、そのデュー・ディリジェンスの手法が参照可能であることを考慮する。
4	違法伐採現地情報収集等事 業の成果	左記事業において、既に調査を実施した国々について、残された課題が無いかどうかを考慮する。

上表に示した着目点から、調査対象国について整理すると、次表のとおりになる。

表 2.2.2 調査対象国の候補国リスト

着目点	1. 木材輸入額	2. TPP加盟・交渉参 加状況	3. FLEGT-VPA	4. 調査状況
中国	1位	×	×	×
EU	2位	×	_	×
カナダ	3位	0	×	×
マレーシア	4位	0	0	0
インドネシア	5位	Δ*	0	×
米国	6位	0	×	×
ベトナム	7位	0	0	0
フィリピン	8位	×	×	×
オーストラリア	9位	0	×	×
チリ	10位	0	×	0
ニュージーランド	10位圏外	0	×	×
ブルネイ	10位圏外	0	×	×
シンガポール	10位圏外	0	×	×
ペルー	10位圏外	0	×	×
メキシコ	10位圏外	0	×	×

^{*} 積極的にTPP協定への交渉参加を検討中

2015年度の我が国の木材輸入額実績でみると中国が第一位であり、調査対象国に含める必要性が高いと考えられる。中国は世界最大の丸太輸入国であり、かつ世界最大の加工貿易国であり、急速に森林認証の国際化を推進してきた。TPP加盟国・交渉参加国ではないものの、森林認証等の取組により、我が国への木材輸出圧力が増すことも想定され、合法性の確認状況を明確にすることが今後より重要になると思われる。

次に、先進国を除外すると、我が国の木材輸入額実績4位のマレーシア、5位のインドネシア、7位のベトナム、8位のフィリピンが続く。このうち、マレーシア、インドネシア、

ベトナムの3ヶ国においてはFLEGT-VPAの導入が交渉中若しくは締結されており、調査対象国として適していると考える。

一方、TPP加盟国・交渉参加国という点と、今までの調査が行われていない国という点に着目すると、ブルネイ、シンガポール、ペルー、メキシコが挙げられる。最初の2ヶ国は顕著な木材輸出国ではないため除外するとし、対米木材輸出実績のあるペルー、メキシコを調査対象国として考える。

以上の考察の結果、本事業では、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書」に示されたマレーシア(半島)、ペルー、メキシコを含む以下の国を、調査対象国として提案した。

調査国	提案理由		
中国	2015年木材輸入額が第1位		
マレーシア	2015年木材輸入額が第4位、FLEGT-VPAの交渉中		
インドネシア	2015年木材輸入額が第5位、FLEGT-VPAの導入中		
ベトナム	2015年木材輸入額が第7位、FLEGT-VPAの交渉中		
ペルー	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中		
メキシコ	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中		

表 2.2.3 本事業の調査対象国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第5条で事業者の 責務として課せられた「デュー・ディリジェンス」の基本概念に基づいて、次のマトリッ クス表を活用した。

デュー・ディリジェンス	製造	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
リスク評価							
リスク低減							

表 2.2.4 デュー・ディリジェンス基本概念のマトリックス表

デュー・ディリジェンスの構成要素としては、①情報の収集、②リスク評価、③リスク 低減がある。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しな がら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、製造から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。また、製品種目は、調査対象国若しくは調査地域において、木材製品の全輸出額のうち主たる割合を占める製品を優先的な調査対象とすることとした。基本的には、木材チップ、丸

太、製材品及び木質パネルを想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税率表第9部 第44類(木材及びその製品並びに木炭)に掲げられている品目を調査対象とすることとし た。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義(関連法令、許認可制度及び必要書類)と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「リスク評価」の手法と留意事項に関する調査範囲

EU木材規制による合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材 貿易連盟 (ETTF) もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権
- ☑ 税金と手数料
- ☑ 木材伐採
- ☑ 第三者の権利
- ☑ 貿易と輸送

そこで、本事業では、このようなリスク評価の調査範囲を参考にして、各国の合法性の 定義を適用した場合の脆弱性を明らかにすることとした。また、FLEGT-VPAにおけるリス ク評価の手法も参考することとした。

(3) 「リスク低減」の手法と留意事項に関する調査範囲

同じくETTFがEU木材規制に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査(CoCに特化)
- ☑ 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング(追加情報の要求)

そこで、本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国における、それらの実現性や有効性の特性について調査し、どのようなリスク低減の手法がどのような場合に適切かといった情報について整理することとした。

2.2.3 事業の実施方法

本事業は、生産国における情報収集調査と、既往情報の整理の2本柱で構成されている。 それぞれについて、実施方法は下記のとおりである。

【生産国における情報収集調査】

1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、工程別のデュー・ディリジェンスの構成要素に着目して、情報を収集した。主に収集する情報は、中央政府及び地方政府が施行している木材生産及び取扱いに係る法令・許認可制度とし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者、流通業者等を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類(様式)の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されているEU及び米国に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、業界団体や合法性証明及び森林認証機関、NGO等からも情報収集を行った。

一方、本調査の質を高める上で、インターネットに公開されている豊富な情報を収集することも重要である。具体的には以下のWebサイトを中心とした、情報収集を行った。

◆ Forest Legality Alliance (http://www.forestlegality.org/risk-tool)

米国の環境系シンクタンク・World Resources Instituteが運営しており、ペルー、メキシコを含む中南米の情報も充実している。本提案にある調査対象国全てにおける関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

♦ NEPCon (http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles)

デンマークの合法性証明・森林認証関連NGOが運営しており、上記と同様の内容であるが、特にベトナム、マレーシア、インドネシアにおけるデュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ Illegal Logging Portal (http://www.illegal-logging.info)

英国の王立国際問題研究所Chatham Houseが運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ Asociación Española del Comercio e Industria de la Madera (http://www.maderalegal.info/fichas)

スペインの木材産業流通協会が運営しており、上記と同様の内容であるが、スペイン 語による情報が充実しており、中南米に関するより詳細な情報収集が可能である。

◆ Environmental Investigation Agency (https://eia-global.org)

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境NGOが運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 調査対象国別の調査手法

(1) 中国

中国については、独自の森林認証制度であるChina Forest Certification Scheme (CFCS) の 導入に向けて、体制整備が進んでいる。また、FLEGT-VPAへの参加を検討はしていないが、 EU-FLEGTプログラムとの相互連携メカニズム (BCM) を構築して、違法伐採材対策に係 る政府間対話や政策情報の交換、そして独自の連携体制の整備を展開している。

一方、中国は調査対象国として極めて重要であるが、広大な国土と多様かつ複雑な木材 流通経路であること、また厳しい国家統制による情報提供の困難性などが予見され、単年 度の調査だけでその全てを明らかにするのは困難であると想定された。

そのことから、本事業では中国における認証材流通の基本となるCFCSに焦点を当て、 BCMにおける体制構築のための議論も参考にしながら、全体像や運用実態、留意点等を整理することとした。

(2) ベトナム、マレーシア、インドネシア

昨年度事業において実施したベトナムの調査では、木材の取り扱いに関する通達「01/2012/TT-BNNPTNT」が主要な法令の一つとして整理されたが、聞き取り調査では更に改訂されるとの情報があった。また、FLEGT-VPAの調印署名が2016年11月に予定されており、その後により具体的な取組が決定されていく見通しであった。

このようにベトナム国における合法材への取組は日々改善されており、引き続き情報の アップデートが必要であるという認識があり、本事業では、上記のような取組の最新情報 を収集する調査を行うこととした。

マレーシアは、サバ州、サラワク州、半島部の三つの地域で木材合法性保証システムを 運用している。

本調査では、システム別にその構造を体系的に整理し、日本の木材取扱事業者が手にする合法性証明書類が発行されるまでの合法性の要件、検証方法及び証明手順の把握を行うとともに、森林認証の実施状況についても把握し整理することとした。

インドネシアにおいても、「Standard Verifikasi Legalitas Kayu(SVLK)」により合法性証明を実施している。同システムは、合板、製材、その他林産物のトラッキングを可能とし、輸出品については合法性証明(V-Legal Document)、輸入林産物にも合法性証明の添付を義務づけるなど、改良と適用範囲の拡大をしながら、透明性が高いシステムを目指して、積極的に運用を進めている。また、FLEGT-VPAが締結され、V-Legal Documentと連動したFLEGTライセンスの発行とライセンス材の輸出を世界で初めて2016年11月15日から実施した。

したがって、本事業では、これらの現状把握のための情報収集を行うこととした。

(3) メキシコ、ペルー

メキシコ及びペルーについては、FLEGT-VPAは検討されていないが、両国にとり最大の 木材輸出相手国である米国の改正レイシー法への対応におけるデュー・ディリジェンスの 体制整備状況を調査し、参考にすることとした。

【既往情報の整理】

本事業は生産国に着目した情報収集調査であるが、既往情報の整理に当たっては、木材 等製品を輸入する本邦木材事業者の視点に立ち、どのような生産国情報の整理の仕方が有 効であるか確認する必要があった。そのため、ウェブサイトを利用すると想定される中小 規模の木材等事業者(輸入業者)や関係団体からヒアリングを行った。

情報を掲載するウェブサイトとしては、生産国において収集した情報に加えて、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も掲載し、包括的な情報が取集・確認できるようなウェブサイトを想定した。

生産国において収集した情報の整理方法としては、生産国の木材流通状況(概要)、関連 法令・許認可制度、その他の情報に大きく分類し、それぞれ下記のような事項を盛り込む ことを想定した。

(1) 生産国における木材流通状況(概要)

国産材及び主な原産地国別輸入材の流通状況を概観するとともに、主な品目別対日本輸出状況などの、国としての全体的な傾向や、日本の木材等輸入業者として着目すべき点・理由を明確にした。

(2) 関連法令・許認可制度

各国の合法性の定義としての関連法令及び許認可制度に関する情報をデュー・ディリジェンスのリスク評価の5項目に沿って分類・整理するとともに、実際に確認が必要な主要な書類・情報等と、それらの確認方法における注意点(該当する場合)などを整理した。

(3) その他の情報

その他の情報として、生産国のFSC、PEFC、及びPEFCと相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況を整理するとともに、合法性のリスク情報等がある場合には客観的な立場から整理した。

2.3 事業の実施体制

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、 生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、ウェブサイトに掲載可能な 状態に整理するものである。調査対象国は、TPP加盟国・交渉参加国を中心に、中国、マレ ーシア、ベトナム、インドネシア、ペルー及びメキシコの6ヶ国である。

本事業を実施するに当たっては、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を 行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調 査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要があるため、一般社団法人日本森林技 術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成した。

共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会は、中国、ベトナム、インドネシア及びペルーにおいて業務を実施中であり、メキシコにおける業務経験も有している。また、我が国の国家森林資源データベース開発・運用等、森林情報の収集・解析・管理においても実績を有している。

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、マレーシア、ベトナム、インドネシアにおける木材流通に精通し、昨年度事業「違法伐採現地情報収集等事業(木材流通実態・事業者動向調査及び合法性リスク評価に係る取組動向調査)」も実施している。

本事業の実施に当たっては、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集と分析を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会がマレーシア、一般社団法人日本森林技術協会がその他の調査対象5ヶ国を分担して、現地調査を実施した後、主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会が報告書として取りまとめ、全体を通じて、より品質の高い業務遂行を図った。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者(主査)を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査には、一般社団法人日本森林技術協会事業部指導役の西尾秋祝を配置した。それ以外の事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林 技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置するとと もに、一般社団法人全国木材検査・研究協会に臨時職員2名を配置し、調査業務の補佐、 資料作成の補助、事業の進行管理・業務調整等を担当した。

表 2.3.1 事業実施・バックアップ体制(主な業務従事予定者)

区分	氏 名	所属・役職
管理技術者	城土 裕	(一社)日本森林技術協会 事業部 業務執行理事
照査技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役 (国際協力グループ)
業務担当者		
松本 淳一郎(副	査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ リーダー
米 金良		(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
中村 有紀		(一社)日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ
橋口 秀実		(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
小松 隆平		(一社)日本森林技術協会 事業部 保全管理グループ
藤崎 泰治		(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ *
佐藤 雄一		(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事
佐々木 亮		(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
祇園 紘一郎		(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
大久保 尚哉		(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
武政 有香		(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
吉田 城治		(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
郡 麻里		(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
宮部 秀一		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
島崎 奈緒実		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任
井出 六一		(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員
安藤 俊宣		(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員

^{*} 本事業の実施期間中に、(一社)日本森林技術協会から(公財)地球環境戦略研究機関に所属が変更になった。そのため、同機関に再委託する形で業務を継続した。

2.4 事業の実施スケジュール

6ヶ国の調査対象国のうち、中国、メキシコ及びペルーにおいては、1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。マレーシアについては、3地域にそれぞれ1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。インドネシア及びベトナムにおいては、事前調整を含め2回の調査を実施した。

調査対象国別の情報収集調査は、下表のとおり行った。

調査対象国	現地調査期間
中国	2017年10月17日~10月25日
マレーシア (サバ州)	2017年7月10日~7月22日
マレーシア(サラワク州)	2017年8月20日~8月27日
マレーシア(半島部)	2017年10月2日~10月8日
インドネシア	第1回現地調査:2017年5月17日~5月26日 第2回現地調査:2017年9月18日~10月1日
ベトナム	第1回現地調査:2017年6月12日~7月2日 第2回現地調査:2017年8月14日~8月19日
ペルー	2017年8月5日~8月20日
メキシコ	2017年9月30日~10月15日

表 2.4.1 調査対象国別の情報収集調査の概要

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成29年4月及び同年8月に提出できるように実施した。

2.5 報告会の開催

現地調査結果を、上記「クリーンウッド・ナビ」の情報更新に先がけて、広く関係者に報告するため、下記のとおり、報告会を実施した。

◆ 現地調査報告会

日時:2018年3月7日(水)

9時30分~13時00分

場所:主婦会館プラザエフ

7F 「カトレア」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数:58名



3 クリーンウッド法の概要

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえ、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)が2016年5月に制定され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は減産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

3.1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方 向、措置、及びその意義についての知識普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する基本方針」に定めている。また、同法の対象となる木材等、木材関連事業 者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定 している。

3.2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は 次のとおりに区分されている。

1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加え、 輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)を行う事業(第三者に委託 して当該加工、輸出又は販売を行う事業を含む。)
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業(第三者に委託して当該加工又は輸出を行う事業を含む。)

- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売する事業
- ④ 木材等の輸入を行う事業

2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が上げられています。

【第一種木材関連事業のうち、上記①、③又は④おける合法性の確認方法】:

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- ① 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
 - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
 - 重量、面積、体積又は数量
 - ・ 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の 氏名又は名称及び住所
- ② ①の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合 して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

【第一種木材関連事業のうち、上記②おける合法性の確認方法】:

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

- ① 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類
 - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
 - ・ 重量、面積、体積又は数量
 - 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の 氏名又は名称及び住所

② ①の樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

【第二種木材関連事業における合法性の確認方法】:

木材等を譲り受ける際に提供された次の書類、その他これに類する書類の内容を確認する。

- ① 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の 合法性の確認方法(上記(1)又は(2)の①から③)によって確認し、合法性が確 認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ② 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ③ 法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に 資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける 場合には、その登録、認証又は認定について記載し、又は記録した書類

なお、合法性の確認が、木材関連事業者の過大な負担にならないように配慮しつつ、合 法性の確認の信頼性及び簡明性を担保する一環として、木材関連事業者は、次の方法を合 法性の確認に活用できることになっています。

- ① 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- ③ 個別企業等の独自の取組により証明する方法
- ④ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法